

名古屋市交通局告示第10号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

令和6年名古屋市交通局告示第2号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和8年10月6日から次のように改正します。

令和8年10月5日

名古屋市交通局長 増 田 実

表名古屋鉄道株式会社の項中

「委託をした日

(1)ア～ク、(2)及び(3) 令和6年4月1日 を

(1)ケ 令和8年7月18日（終了日 令和8年8月31日） 」

「委託をした日 令和6年4月1日」に改め、同項第1号ケを削ります。

表縁エキスパート株式会社の項中

「委託をした日

(1)ア～ク、(2)及び(3) 令和6年4月1日 を

(1)ケ 令和8年7月18日（終了日 令和8年8月31日） 」

「委託をした日 令和6年4月1日」に改め、同項第1号ケを削ります。

表株式会社名古屋交通開発機構の項中

「 (1)ケ 令和8年7月16日（終了日 令和9年2月28日） を

(1)コ 令和8年7月18日（終了日 令和8年8月31日） 」

「 (1)ケ 令和8年7月16日（終了日 令和9年2月28日） 」に改め、同項第1号コを削ります。

表KOKO HOTEL 名古屋丸の内の項を削ります。

表名鉄観光サービス株式会社の項中「委託をした日 令和6年4月1日」を

「委託をした日

(1)～(3) 令和6年4月1日 に改め、同

(4) 令和8年10月6日（終了日 令和8年12月6日）」

項に次の1号を加えます。

(4) なごやめしきっぷ乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課